



小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル14階

TEL 03 - 5350-7435 FAX 03 - 535 - 7436

《会計・税務の知識》

地方自治体と森林環境税

1. 森林環境税とは

最近、森林環境税を導入する地方自治体が増えて
います。

高知県が平成15年4月1日以後開始する事業年度
より森林環境税を導入したのを皮切りに、その後も
導入する県が相次ぎ、愛知県が平成21年4月1日
以降開始する事業年度から導入したことにより、現在
では、全国29の県にて森林環境税が導入されていま
す。

神奈川県横浜市が、市としては初めて、森林環境
税を導入しました。

森林環境税は、自治体によってさまざまな呼び方
があります。奈良県や鹿児島県のように「森林環境
税」という名称を用いている自治体もあれば、広島
県の「ひろしまの森づくり県民税」、愛知県の「あい
ち森と緑づくり税」のように、独自の名称を付して
いる自治体もあります。

2. 森林環境税の目的

森林環境税は、自治体によって多少の内容の違い
はあるものの、森林の保全・整備を主な目的として
います。

森林を、水源涵養、台風や大雨時の土砂災害防止
機能、生物多様性の保全、夏の気温を低下させるな
どの気候緩和機能、レクリエーションの場の提供など
様々な公益的機能を持つものにとらえ、それらの機
能を回復・維持するための森林整備事業を地方自治
体が行い、その費用負担を住民に求めるという考え
に基づくものです。

3. 森林環境税の課税方法と課税額

森林環境税の課税方法は、均等割に金額を加算す
る方法が一般的です。

法人に対する課税額は、法人県民税の均等割の5%
相当額とする県が大多数のようです。

県によっては、5%相当額以上の金額を定めている
自治体もあります。たとえば、滋賀県は法人県民税
の均等割の11%相当額、岩手県、山形県、福島県、宮
城県、兵庫県は5県では、法人県民税の均等割の10%
相当額としています。

高知県は、法人県民税の均等割の額に関係なく、
一律500円と定めています。

個人に対する課税額は、個人県民税の均等割に500
円程度を上乗せた額としているのが一般的です。

神奈川県のように別途所得割を課している県もあ
ります。

神奈川県横浜市は、法人に対しては法人市民税の9%
相当額が、個人に対しては900円が、「横浜みどり税」
として課されます。

森林環境税を導入している県と法人課税額

都道府県	森林環境税
滋賀県	法人県民税均等割額 の11%相当額
岩手県、山形県、福島県、 茨城県、兵庫県	法人県民税均等割額 の10%相当額
秋田県	法人県民税均等割額 の8%相当額
栃木県	法人県民税均等割額 の7%相当額
富山県、石川県、長野県、 静岡県、愛知県、奈良県、 和歌山県、鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、山口県、 愛媛県、福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県	法人県民税均等割額 の5%相当額
高知県	一律500円

4. 森林環境税と申告上の注意

森林環境税を導入している都道府県には、都道府
県民税・法人税均等割額に森林環境税を加算して、
申告、納付する必要があります。

森林環境税が納税額に与える金額的影響は小さい
ですが、この加算を漏らしてしまうと、再度修正申
告を行い、森林環境税の納付を行う手間が発生して
しまいます。

森林環境税は、しばらくは新規に導入する自治体
が続くことが考えられます。

都道府県民税および市町村民税の均等割額を計算
する際には、安易に昨年と同じ税額であるとは考え
ず、再度、申告書に同封の資料や自治体のホームペ
ージ等で森林環境税等が導入されていないか、導入
されている場合には、その税額はどのようになっ
ているかの確認を行うことが肝要です。

以上